

法務・検察行政刷新会議（第9回）

議事録

- 第1 日 時 令和2年12月24日（木） 自 午後 1時30分
至 午後 2時20分
- 第2 場 所 法務省第1会議室（20階）
- 第3 議 題 1 報告書（案）についての議論
2 その他
- 第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○保坂事務局 それでは、予定の時刻でございますので、ただいまから法務・検察行政刷新会議、第9回会議を開催いたします。

座長、お願いいたします。

○鎌田座長 本日は、大変御多用中のところを御出席賜りまして誠にありがとうございます。

まず、本日の委員等の出欠状況について確認いたします。本日は、金指委員、富山委員、小林オブザーバーにおかれましては、所用のため御欠席であります。また、山本隆司委員におかれましては、少々遅れて御参加になる予定と伺っております。

それでは、議事に移らせていただきます。

本日は、前回に引き続き、報告書（案）についての議論を行います。

最初に、前回の会議の結果を踏まえ、報告書（案）の改訂版をお示ししていますので、前回の会議でお示したのものからの主な変更点について私から説明いたします。

まず、前回の会議で熱心に御議論を頂きました国連の恣意的拘禁作業部会の意見書に関し、その経緯や意見書の内容、政府のこれまでの対応等に関する当局からの説明の概要を盛り込みました。

また、前回の会議で示された個別の意見につきましては、従前から記載しておりましたものの書きぶりに関する修正の御意見を含め、全体のバランスを見ながら、できる限り改訂版に盛り込みました。

さらに、本会議として方向性について委員等の意見が一致した部分に枠囲いを付したことや、「5 結び」の部分で、本会議として法務大臣に望むことを丸数字を付けて分かりやすく記載するなどの体裁の修正を施しました。

加えて、本日の会議に際しましては、事前に、委員の皆様等に報告書（案）の改訂版の案を御覧いただいた上で、更なる案文の修正・調整について御意見を頂き、そのうち、これまでの御議論の状況を踏まえて、全体のバランスも見ながら、盛り込むことが適正であると判断したものについては、本日お配りした報告書（案）の改訂版に既に盛り込んでおります。

ただ、1点、机上配布資料で、報告書（案）の見え消し版に更にもう2点修正をさせていただくということを書かせていただいているところでございます。

それでは、議論に入ります。

本会議におきましては、これまで、森前大臣から示された3つの検討の柱に沿って、8回にわたり十分な議論を行い、皆様からの意見も出尽くした状況にあるものと理解いたしております。

そこで、事前にお伝えしておりますとおり、本日の会議においては、報告書（案）改訂版に基づいて、本会議としての取りまとめを行いたいと考えています。

そこで、まず、報告書（案）の改訂版につき、更に御意見がございましたらお伺いをいたします。

なお、本日御欠席の委員等から事前に御意向を伺っておりますので、ここで紹介いたしますと、金指委員からは、報告書（案）に対する更なる修正の御意見はなく、また、本日の会議で取りまとめを行うことに賛成である旨の御意見を頂いております。

富山委員からも、報告書（案）に対する修正意見はなく、御欠席の中、本日の会議で取り

まとめを行うことに御異論はない旨の御意見を頂きました。

小林オブザーバーからは、報告書（案）に対する意見はなく、本日の会議で取りまとめを行うことについても、委員の皆様の御意見を尊重する旨の御連絡を頂いております。

それでは、御発言を希望される委員等におかれましては、挙手をお願いいたします。
よろしいですか。

特に御議論がないようでしたら、一応ここまでで議論は終了したということにさせていただきます。

本日お示しした報告書（案）の改訂版に、先ほど申し上げました机上配布資料での修正点を盛り込んだものをもって、本会議としての取りまとめとすることでよろしいでしょうか。
ありがとうございました。

では、本日お示ししました、先ほど申し上げました報告書（案）の改訂版をもちまして、本会議としての取りまとめとさせていただきます。

珍しく御意見がなかったですけれども、本日は、最後の会議となりますので、言い足りなかったこと、あるいは今後についての御要望等がございましたら、お伺いしておきたいと思えます。

それでは、鶴濤委員、どうぞ。

○鶴濤委員 鶴濤です。半年間、非常に精力的かつ丁寧に議論を進めていただけたことに、座長と事務局にお礼を申し上げたいと思います。この会議では、意見の相違の部分に多くの時間が使われたわけですが、意見が一致する点について、このような形で取りまとめができて、提案できるということでまとまったのは大変によかったというふうに思っております。

私としては、2点申し上げたいんですけれども、1つは、法務・検察行政に対する信頼が損なわれたということを踏まえて、この会議が始まっております。信頼が損なわれたということは、法務・検察御当局それ自体として非常に重要な問題と認識されるべきものであって、どうしたらいいのかというのは、既に主体的に御検討されていると思うわけです。私たちも検討しましたけれども、省内でも、あるいは庁内でも、どういうふうに対処したらいいのかという検討はされていると思いますので、この取りまとめ内容がその主体的な当局の御努力をサポートするものであることを強く期待するものです。

それから、もう1つは、ここでの議論で私は時々感じるものがあつたんですけれども、何というか、法曹資格を持っていらっしゃる方たちの言わば仲間うちの議論のようなことに結構多くの時間が使われておりました。ですが、法務・検察行政のステークホルダーというのは、一般の国民、あるいは日本社会ですよね。ですから、これからどうあるかを考えるときには、日本社会、あるいは国民にとって何が重要なのか、何が求められているのかということから方向性とか優先順位を考えていっていただきたいなというふうに思っております。

いろいろ御都合もあるとは思いますが、やはり世の中どんどん変わっているので、不断の進化をしなければいけないと、そういう姿勢で取り組まれることを期待しております。その点、この取りまとめを受け取られた大臣のリーダーシップにも大いに期待しているところです。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございました。

それでは、篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 発言が多くて大変御迷惑を掛けたかもしれませんが、座長，副座長，そして会議の運営を支えていただいた法務省の関係者の皆さんの御尽力に，まずもって御礼を申し上げます。

検察官の倫理，法務行政の透明化，そして刑事司法の現状に危機感を持って，本会議に臨んだわけですが，刑事の専門家でない委員が参加するこの会議で，刑事手続の在り方，取り分け取調べへの弁護人の立会いについて活発な議論が行われ，その中で改革を求める積極的な意見も表明されたことの意義は大変大きいと思っております。

他方，殺人などの重大事件が裁判員裁判で現在審議される時代になっているこの時代において，刑事の専門家でない委員が参加していることを理由に，刑事手続の議論を避けようとしたこと，あるいは事実に基づいて議論するためのヒアリングが実施されなかったことは大変残念なことだと思っております。

次は，私どもも含めた反省なのですけれども，法務・検察を含め，刑事司法に関わる専門家のこうした姿勢が，憲法と国際人権法に適合しない，国際的な理解の得られない刑事司法を温存しているのではないかという批判が各方面から出ていると思っております。私たち専門家は，本当にここの点を省みる必要があると考えています。

そして，この報告書が広く国民の皆さん，さらには国連の関連委員会や作業部会にも理解を広げ，今後の法務・検察行政の刷新に活かし，その信頼を回復するために寄与するよう，引き続き私たちも力を尽くしていきたいと考えております。

どうもありがとうございました。

○鎌田座長 どうもありがとうございました。

井上委員，お願いいたします。

○井上委員 座長にはかなりストレスフルな会議のかじ取り，本当に御苦勞様でございました。私がやったら，とっくに座礁して沈没している会議を見事にゴールまで導いた，その力量に本当に感服いたしております。

私は立場として，現場を卒業してすぐだったもので，ちょっと立ち位置の取り方が難しく，うまいこと説明できたかなという反省と，ちょっと言い足りなかったかな，遠慮したかなというところと両方あるんですけれども，最後ですから，2点だけ付け加えさせていただきます。1点目が，今回の会議を通じて，私が現場にいたときからそうでしたけれども，事件の関係のことは対外的にあまり説明しないというのが検察の伝統であったわけですが，ただ，最近，検察の中の人たちから話を聞くと，やはりもっと説明すべきだという意見が大分出てきているようですので，今後は，少し時間は掛かって徐々にという進行になると思えますけれども，これまでよりももう少し説明する部分が増えていく方向に行くんじゃないかなと期待しておりますので，それは御紹介させていただきたいと思っております。

もう1点は，今回，特に刑事手続の立会いを中心とした議論のところで，人権とその真相解明のバランスというのでしょうか，あっちが立てばこっちが立たない対立的な把握の捉え方を私もして説明しましたし，そういう関係にもあるのも確かなんでしょけれども，そういう発想で議論がなされてきましたが，仮に今後，本当に立会いを入れていくということを考えるとすれば，両者のバランスを失うときっと不幸な結末になるので，人権の方も最高のレベルに達する，真相解明の方も最高のレベルに達するという，いろんな技術革

新を取り入れるといいますか、工夫を重ねることによって、両方ともに高いレベルで両立しているという、そういうところを目指していくしかないんじゃないかなと思います。

ちょうど今、いろんなIT関係の技術革新の時代で、それをやることによって、かなりいろんなものが新しくできるようになるだろうと思うんですね。だから、諸外国でいろんなことをやっている、それを参考にしているいろいろ検討するのはいいんだけど、やはり日本的なもの、日本の風土とか国民性とか、そういうものも考えて、新たな技術も取り入れて、何かもっとうまい解決方法がないかという、そういう技術革新的なテクニック、弁護手法とか捜査手法とか、そういうものも含めていろいろ考えていって、何かいい解決ができればいいなというふうに思ったという、そんな次第でございます。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 いろいろ申し上げたいことがあるので、一言では済まないかと思えます。私としては、本当はこれで終わらないで、もっと議論を続けましょうと言いたいところです。けれども、そう提案しても、大勢はそのように動かないと思うので、あえてそれは言わないでおきます。十分に議論できたという満足感が残念な感じがしないです。篠塚委員もおっしゃったように、事実を見て問題意識を共有しようとする姿勢がもっと必要だったと思えますし、特に刑事手続の部分では、改革に向けた明確な一步を求めるような提案をしようという、積極的な意欲がもっとこの会議体にはあるべきだったのではないかと、それが残念でした。

議論の経過も、三つの主題についてひとつあたり議論して、もう一度、第2ラウンドがあるのかと思ったら、第一読会だけで終わってしまった感じがあって、それもやり切ったという感じがしない理由です。その結果、報告書の体裁としては、意見を列挙した部分が目立ってしまうという形にとどまったと思えます。もし、私が問題を出して答案を採点する教員だとすれば、これに合格点は付けないだろうと思えます。

それでも、この報告書をよく読んでいただければ、参考になる点はあると思えますし、意見が一致して提言している部分もあるので、それを活かしていただけたら、この会議にも意味があることになるので、それを期待します。

話が変わりますが、今後のことです。この会議が始まったときに、10年前の在り方会議の議事録を見ようとしたら、ホームページから消えていて、最後の報告書だけになっていました。今は法制審の特別部会の資料のリンクからまた見られるようになっていると思えますが、それも一時は切れていました。この刷新会議の記録も後に残して振り返る意味があると思えます。これがいつまでホームページで見られるのか不安になりました。前の会議の記録は知らないうちに消えていたので、掲載期間について明確なルールがないのであれば、それがあつた方がよいと思えます。更に言えば、ホームページにいつまでも載せておくのは難しいとしても、今やデジタル化した情報を蓄積、保存することは非常に安いコストでできることなので、ホームページから消えても、法務省に頼んだらデジタルデータでそれをもらえるような仕組みができればよいと思えます。これは法務省だけの問題ではなく、今、政府がやろうとしている行政のデジタル化ですか、その一環として、そういう仕組みができてくれたらよいと思えます。

最後に、おそらくこれから法務官僚の方々と議論する機会も余りないだろうと思いますので、遺言的なことを申し上げておきたいと思います。比喩的な言い方ですけれども、建前という城の中に立て籠もらないで、事実の戦場で戦ってくださいということです。戦場で戦うという意味は、けんかしろという意味ではなくて、問題意識を共有して、どうしたらよいかを本音で議論することです。それがもっと大事なのではないでしょうか。今までの法務省には、建前論が多過ぎた。ですから、これから法務・検察の幹部の方々にそういうことを考えていただければ幸いです。

○鎌田座長 ほかに御意見いかがでしょうか。

太田委員、お願いします。

○太田委員 私からも、これまでの8回、今日9回目ですけれども、会議の運営と報告書の取りまとめに当たっていただいた座長、副座長、そして事務局の皆様、厚く御礼を申し上げたいと思います。意見の隔たりが大きい中で、よくここまで報告書をまとめていただいたものと感服しております。

この会議を通じて感想を若干付言させていただくと、3つの柱がございました。

倫理と、それから法務行政の透明化ということ、この2点共通に、皆様の御意見などを伺って思ったのは、特に法務・検察というのは中立性、公平性、そして幹部の廉潔性、公務員共通の倫理事項ではあるんですけれども、こういった点が非常に強く求められる立場であるということ。その点を自戒していただいて、今後、疑いが差し挟まれないような、そういう運営をされていくことが大事であろうということ強く思った次第であります。

それから、刑事司法制度について国際的理解を得るための方策という点に関しては、やはり国際的な発信力の強化というのが一番の鍵になるかと考えています。刑事司法制度そのものを議題とすることに強く反対していた立場ではありますが、個人的には、刑事司法制度の更なる見直しは不断に続けていくべきものと考えています。この会議では、刑事司法制度に関して言えば、無実の人を処罰しない、このことは大事でありまして、「検察の理念」にも書かれているわけですが、こういう方向からの御意見が非常に数多く出たと思います。

ただ、私、思いますのは、刑事司法制度というのは、もう一つ、犯罪者が罪を免れないようにする、犯罪者が罪を免れて、結果として国民の安全が脅かされないようにするというのも大事な柱であって、無実の人が処罰されないということと両立しなければいけない課題です。ですから、議題とすることに反対していたというのは、単に反対するというのではなくて、この両者のバランスとか、あるいはそういうことを議論する会議体の構成であるとかいったようなものも十分勘案して、是非、議論が先に進むような方向での御努力を法務・検察当局にお願いをしたいと思います。

その際に、私の法曹ではない警察OBという立場から付言しますと、検察も現場はありますけれども、より国民に近いところで日夜動いている警察の現場は様々な苦勞を抱えているわけですし、そういった点についても十分踏まえて検討が進められることを期待したいと思います。

本当に、半年にわたってありがとうございました。

○鎌田座長 では、河合委員、お願いします。

○河合委員 このような取りまとめを頂いた座長、副座長、事務局の方に感謝申し上げます。

一言だけ、倫理の関係について申し上げますと、倫理の在り方についてもっと議論してもよかったんじゃないのかなというのが私の感想なんです、といたしますのは、倫理の取組というのは、その問題が起こったときは熱心にやるんですが、やっぱりマンネリ化しやすいんですね。今回検察庁でのいろんな取組のペーパーを頂きましたが、どうもそういう取組も今マンネリ化しつつあるんじゃないかということに危惧しております。

今回の会議で、民間の有識者の皆さん方から非常に貴重な御意見が出ております。そういった御意見を参考にして、より実効性のある研修等の取組について、法務・検察でこれから行われていくことを期待したいと思います。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

山本先生、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。この報告書の取りまとめについては御賛成を頂いたところなので、最後に委員等の皆さんに一言ずつお伺いしているところです。

山本委員からも一言お願いいたします。

○山本（隆）委員 他省庁で案件がございまして、遅れまして大変失礼をいたしました。

今回の報告書には、私は重要な指摘がされていると思います。第1の柱に関しては、研修等を社会の目にさらす形で行うということ、第2の柱に関しては、最近行政機関に対して求められている透明性、あるいは文書管理の在り方等を十分考慮し、それを反映した形で行政を進めていただきたいということであり、第3の柱に関しては、国際的な目というものが1つあるわけではなく、今回議論されたもので言えば、作業部会は1つの立場を示したと思うのですけれども、さらにいろいろな国際機関、あるいは国際的な層の目というものが、それに対して十分な説明をするようにということであったと思います。

そういう意味で有益な議論ができたのではないかと思います。もちろん、いろいろ更に議論をすれば掘り下げられるのではないかと思いますけれども、今後に向けて重要な報告書になったと思います。

私は、いろいろ行政機関の審議会等に参加する機会がございましてけれども、まず任務が定まっていて、それに応じた人選をして、組織を構成して、一定の計画を立てて審議を進めていくのが普通のやり方であり、それをすることが合議制の行政機関に対する民主的なコントロールという点からも、また、特定の公的機関が権限を拡張していくことがないようにするという点からも重要であると思います。その点で、この会議は率直に言って私にとって驚きの会議でした。その中で、座長におかれてはそこをうまくおまとめいただいて、大変な御苦労があったのではないかと思います。この場でお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

では、徐オブザーバー、御意見あるいはその他御要望等ございましたら一言お願いいたします。

○徐オブザーバー ありがとうございます。皆様、委員の先生方もおっしゃっていただいたとおり、座長と事務局の皆様におかれましては、大変な議事運営と、日常業務に追加してこのような当局の説明の準備も含めまして多大なる御苦労と御負担を掛けてしまいまして、本当にありがとうございます。

その上で、1点だけ私も述べさせていただきますと、特に第2の柱については、法務省・検察庁の方々のみならず、政府全体についても重要な示唆的な意見が含まれているのではないかなというふうに思っております。本会議が開かれている間も、他の省庁において、法解釈について国民とのコミュニケーションがうまく取れていないんじゃないかというような事案が起きたり、そういった中で、今後、国民が何か諸政府に対する信頼を損なうような法解釈をしたりとか、あるいはそういったコミュニケーションが取れなくなってしまうという事態が起こることは容易に想定できますので、そういったときに、この報告書（案）の第2の柱がほかの省庁の皆様にも御参照いただければと思った次第ではございます。

半年間、ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

紀藤副座長。

○紀藤副座長 まず、この会議が終了するに当たって、報告書を取りまとめられた座長の御努力に深く敬意と感謝を申し上げます。私から見ても、座長の力量は非常に大きなものがあったと思います。そして、白熱した議論をこの会議で展開していただいた委員の皆様のご熱意にも、副座長として深く感謝いたします。

今回の報告書は、対立の意見も明示するなどして、議論というレベルとしては、平成23年3月の検察の在り方検討会議の提言書、それから平成25年1月の法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会の「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」以上の、現時のレベルでの最高の報告書にはなっていると思っています。むしろ、法曹でない委員の皆様が参加されたことで闊達な議論が行われたということが重要だと思います。

ただ、その中で議論を通じて、議論の前提である事実を明らかにする調査をすることが益がないがごとき意見が特に刑事実務に携わる専門家の中から少なからず出たことに関しては、正直、同じ法曹として驚きを隠さない思いです。評価は事実によって変わってきます。法曹当事者は、その点は裁判を通じて痛いほど分かっていると思われまふ。法曹三者は、判決理由は具体的な事実においてのみ意味があることも十分承知していると思われまふので、その点は、同じ法曹としてとても残念なことだと思います。現時のレベルで最高の報告書とお話ししたことは、その趣旨であります。3か月後には、もっと良い報告書が出せたのではないかと、その点では残念に思っているところです。

とはいえ、迅速にという要請があったことも事実です。その意味で、私は、自分の意見のみならず、委員の皆様のご闊達なる議論の前提となる、エビデンスとなる資料を副座長としてこの会議に提供することを努めてきました。証拠に基づいて議論するのは法曹としてあるべき姿だと思いますし、一見無駄に見えても、議論を尽くすことこそが人間の英知の帰結だと思います。その意味で、日弁連にも事務局に入っていていただいて、エビデンスとなる資料を多数提供いただきました。日弁連及び日弁連選出の委員の篠塚委員の御努力にも敬意と感謝を表させていただきます。私だけでは、エビデンスの提供は不十分だったと思います。この点を大きく感謝いたします。

そして、この会議の重要性に深く御理解いただいた法務省にも、その英断に深く感謝いたしますし、法曹以外の立場の委員を多く選任し、刑事事件の専門家でない方を多数、委員に入れていただいたという点にも深く感謝します。法務省には、エビデンスの提供という意味では、国連の恣意的拘禁作業部会の意見書の翻訳を出していただけないなど、不十分な点

はあったものの、この会議にエビデンスを多数提供していただき、エビデンスは議論の前提となるものですので、とても重要なことですので、この点は大きく感謝するところです。エビデンスのない評論的意見は、私は実りが余りないものだというふうに思っています。

ちなみに、私自身は、第二東京弁護士会の刑事弁護委員会の委員に一時期選出されたことはありますが、日弁連の刑事弁護関係の委員会の委員ではなく、必ずしも日弁連の意見、日弁連から見ると意見が一致していないところもあったとは思いますが、それは私の本籍は消費者問題対策委員会にあって、今現在、日弁連の消費者問題対策委員会の筆頭副委員長もやっているところなんですけれども、むしろふだんは、毎年のように起こる詐欺的投資被害等の捜査対象になる被疑者・被告人の民事責任の追及の立場から、多く実務を行ってきているところです。その立場から言いますと、弁護人立会いは、場合によっては、むしろ被害者から見れば、より情報公開が早く行われるという意味ではそれなりに意味があるのではないかというふうに思っておりますし、それから、証言よりもたった一つの客観的証拠の方がよほど重要な場合が、民事でも刑事でも実務的には多数経験するところです。つまり、そうした議論も本当は必要であって、事実公表の在り方のみならず、証拠の開示の在り方なども、本当はこの会議で検討すべきだったというふうに、被害者の立場から見ると、そう思っております。

今回、この会議で行われた議論及びエビデンス、そしてこの報告書は、既に歴史的であり、しかるべき場所で、法曹でない第三者も入れた形で、国際社会における日本の刑事手続の在り方について更に一層闊達な議論がなされていくことを、大臣、法務省・検察庁関係者各位、国民、マスメディア等の関係者各位に対して強く望んでおります。多少、法務省に対しては耳の痛いことも話させていただきましたけれども、これは会議の正に目的として御理解いただければと思いますし、国民の信頼を確保する、国際社会での信頼を得るという点では、私は法務省・検察庁の強い応援団ですので、その点は御理解いただければと思っております。

私からは以上です。

○鎌田座長 それでは、山本副座長、お願いします。

○山本副座長 最初に、この会議に出席して数回、私も山本隆司委員と同様に、私がふだん参加している会議と比べて大変に驚きを持って、本当に最終的にまとまるのだろうかということは、副座長という立場もありましたので、大変懸念をしておりました。しかしながら、最終的には、委員の皆様の御理解を得て、本日、取りまとめに至ることになったことについては、座長、事務局を始めとした取りまとめに当たられた皆様に感謝を申し上げたいと思います。

報告書それ自体については、どうしてもこういうものについては、まとまった部分よりもまとまらなかった部分に注目されることが多いとは思いますが。しかし、このまとまった、これだけ多様な委員が集まったところで一定の事項についてはまとまって提言がされたということ、それ自体、私は非常に大きな価値があると思っておりますし、その内容も非常に重要なものであるというふうに思っています。

また、まとまらなかった部分、多様な意見が提示された、これも私は、こういう形でまとめたこと、まとまらなかったということをこういう形でまとめて報告書にしたことは、私は非常によかったのではないかと考えています。本当に多様な意見が提示され、また、私から見ても非常に新しい視点、本日は御欠席ですけれども、金指委員や富山委員といった民間の

ビジネスに携わっているような方々から、新たな観点でこの法務・検察の問題について御意見を頂けて、新しい視点というものが示された。そういう意味では、個別的な意見として示されている部分も、宝の山と申しますか、そこから多くのことを学べるものではないかというふうに思っております。

是非、法務・検察当局には、この報告書、まとまった部分はもちろんですが、個別意見の部分にも真摯に向き合っていていただき、何よりもやはり法務・検察が自律的に自らを省み、そして改革をしていっていただくと、その手掛かりに十分なり得る報告書が作成できたものというふうに思いますので、是非、自律的な改革を進めていっていただくということを期待したいと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

まだ時間もあるようですので、私からも一言、主として、委員、オブザーバー、事務局の皆さんへのお礼を申し上げたいと思います。

既に御指摘がありましたように、この会は、法務・検察について失われた信頼をいかにして回復するかということで、非常に幅広い課題を与えられました。これも御指摘がありましたように、一般にこういう役所の会議は、具体的な制度改革というふうに一定の到達点を見通して、そこへ最短距離でどう歩みを進めていくかという会議体でありますけれども、ここでは幅広い課題を与えられて、自由にこれを議論し、まとめていくということで、大変困難ではありましたが、逆に、法務・検察の根幹に関わるようなところに触れていくことができるという会議体でもあったと思っております。その点につきましては、幅広い分野、取り分け法律専門家以外の委員等から非常に示唆に富んだ御意見を頂くことができたと思っております。

この会を発足させるについて、森前法務大臣も、そういった外からの声を取り込むことによって、法務・検察行政の在り方について新しい風を吹き込んでほしいということを期待されていたと思っております。私自身の進行や議事運営の不手際によって、十分にその成果を上げたとは言えないのかもしれませんが、しかしながら、できるだけ、この会議体を通じて、個別の具体的な課題を超えた、より本質的で根源的な議論ができるように努めてきたつもりではあります。

その結果として、いろいろと御議論が錯綜した部分もございますけれども、少なくとも刑事司法に関わる今までの会議体の報告書と比べれば、前例を見ないような異例の報告書が出来上がったというふうに思っておりますけれども、それも先ほど申し上げましたように、幅広い視点からの意見が取り込まれている、そして少数の意見であっても、それをきちんとこの公式の記録の中へ残していった、将来の議論につなげていくというようなことができたと思っております。この会議体が、先ほど申し上げたように、与えられた使命が普通の制度作りの会議体とは違うものであるといったところの特色、それから構成員が幅広く異分野から集まっているということの特色をいかせたのではないかと考えているところでございます。

法務・検察当局におかれましては、これからも法務行政・検察行政のより一層の改善に向けて努力をされていかれることと思っておりますけれども、ここで取り上げました倫理とか透明化の問題というのは、外部からの意見もありますけれども、何といたっても法務・検察御当局の主体的で自律的な自己点検、自己改革が継続されていくことによって、最も実効性のある改

革ができるのだらうと思いますし、刑事司法手続に関わる部分に関しましては、これはここで大変話題になりました立会いの問題にしても、やはり刑事司法手続全体についての専門的、体系的な検討抜きには議論できないと思っておりますので、改めて、そういった専門家の皆さんも交えた会議体でしっかりと御議論を頂きたいと思っておりますが、そういった改革の御努力を続けていかれる際にも、この会議体の中で示された様々な御意見、取り分け国民的、あるいは市民的な感覚からの示唆に富んだ御意見を踏まえて御検討を進めていただくと強く期待したいと思います。

いずれにしましても、委員、オブザーバーの皆さんの非常に熱心で、そしてまた理性的な御協力を頂戴したことによって、何とかここにこぎ着けることができたことに、心からお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局は何も言うことないですか。

よろしいでしょうか。ほかにまだ御発言ありましたらお伺いしますけれども、よろしいでしょうか。

○紀藤副座長 公表の仕方、後藤委員から発言されてきました。

○鎌田座長 いろいろな御意見を頂いてきたところですね。これは事務局からお話ししていただいた方がいいと思いますので、よろしくをお願いします。

○保坂事務局 先ほど御指摘のあった検察の在り方検討会議の議事録がホームページの当該会議のコーナーにはアップされない状態になっているというのは御指摘のとおりでして、ちょっとその当時の経緯を調べてみたのですが、よく分からないところもございます。法制審議会の議事録等はずっとアップされた状態にありますので、先ほどの御指摘を踏まえて、どういふものをどれぐらいアップしたまま残していくのかということを変更して点検した上で対応していきたいと考えております。

○紀藤副座長 一言よろしいですか。

○鎌田座長 はい。

○紀藤副座長 現時点で、検察の在り方検討会議の議事録と、それからそのとき出された資料に関しては、法制審の特別部会の方のホームページを見れば閲覧できるように、この間見たらなっていたんですけども、本来は、検察の在り方検討会議の議事録と基礎資料は、検察の在り方検討会議のホームページに公表すべきだというふうに思うんですね。

それは理由があって、知っている人しかアクセスできないところのホームページに公表されていても、それは専門性がなければ分からないんですよね。検察の在り方検討会議というものを見たい人がホームページにアクセスしたときに、簡単にアクセスできないようになっているという、そのレベルがやはり公表の在り方として疑問がありますので、そこはリンク切れしたり、あるいはサーバーを切り替えたときにホームページから削除するということは行政実務上もあるし、企業でもあると思うんですけども、その場合にどういう形で公表を続けるかも含めて、何らかの内部的な事務手続を作ってください、その場その場でサーバーの都合とか、そういうことが起こらないようにしていただきたいし、国民から見てアクセスしやすいような仕組みをできるだけ早期に作っていただきたいと思っております。

○鎌田座長 ありがとうございました。

過去の会議体の報告書や、その場に提出された資料等を参照したいと思うと、どこの役所のホームページでも非常に難しい、あるいは見つからないということが多いのですけれども、

先ほど来御指摘ありますように、デジタル化の時代でございますので、きちんとしたデジタルアーカイブを作っていたら、それに優れた検索エンジンを整えていただくことで、検索、資料への到達が容易になるんじゃないかと思えます。取り分け今回の報告書におきましては、将来に多くを委ねているわけでありまして、今後の審議をする際に参考にしてくださいということを提言しているわけですので、ずっと参考にし続けていただけるような体制を是非取っていただくことを重ねて御当局にはお願いしておきたいと思えます。

ほかに何かございますか。

よろしいですか。

それでは、本日予定した議事はこれで終わりますし、同時に、この会議体としても一応の使命を終えたということで終了をさせていただければと思えます。

この後は、午後3時半をめぐり、座長としての私において、表紙を付けるなど報告書の体裁を整えた上で、責任を持って上川法務大臣に提出をさせていただき、本会議における議論の結果を御報告させていただきます。

また、それに続けて、報道機関に対するブリーフィングも行う予定で、こちらは両副座長にも御同席いただこうと考えております。

構成員の皆様には、なるべく速やかに、本会議の報告書の微修正の部分を織り込んだ確定版を事務局を通じてお届けするようにいたします。

また、本日の会議の議事につきましては、特に公表に適さない内容はなかったと思えますので、発言者名を明らかにした議事録を作成し、法務省のホームページ上で公表をすることとさせていただきます。また、配布資料につきましても公表をさせていただきたいと思えますが、よろしいですね。

委員等の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本年7月から9回にわたり本会議に御参加を頂き、また、大変熱心に御議論を頂くとともに、議事進行にも本当に最大限の譲歩をしていただくなど御協力を賜りましたことに心より御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本会議を閉会とさせていただきます。

どうも長い間御協力いただきましてありがとうございました。